

特集
まちづくりの
現場から

このコーナーは、上毛町第1次総合計画に掲げられた目標を実現するために、町が取り組んでいる事業のプロセスや課題などを毎月シリーズで紹介するものです。

今月は「分別収集によるリサイクルの推進に関する取り組み」の現場からお届けします。

資源循環型の社会づくりでまちの未来を守る

「分別収集の必要性」

これまで、私たちは「豊かで便利な生活」を追い求めてきました。めざましい技術革新を背景に、次々に新しい商品が生み出され、物質的にはたいへん豊かになり、私たちの生活水準は著しく向上しましたようにみえます。しかし、これまで展開してきた生活様式、すなわち「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会システムは、地球上の限りある資源を浪費、大量のごみを出し、焼却によるダイオキシンの発生やごみの不法処理に伴う環境汚染、さらには二酸化炭素の発生に伴う地球温暖化問題など様々な環境問題を引き起こしています。

21世紀においては、ライフスタイルや経済活動を早急に見直し、地球資源を効率的に使うとともに、使用を終えた製品を適正に再利用することにより、資源の浪費を抑え、かつ環境への負荷をできる限り低減する「資源循環型社会」の構築が求められています。

日本では、平成13年に制定された「循環型社会形成推進基本法」において「3Rの考え方※」が導入され、適正に廃棄物処理やリサイクルが行われるべきであると定められました。



※3Rとは

①廃棄物の発生抑制(Reduce)リデュース

「ごみを出さない」、つまりごみの発生、排出の抑制をすること。3つのRの中で最も効果的で重要なのがこのリデュースです。

②再使用(Reuse)リユース

製品や部品の再利用、使えるものは繰り返し使うこと。

③再生利用(Recycle)リサイクル

再び資源や製品として利用できるようにすること。



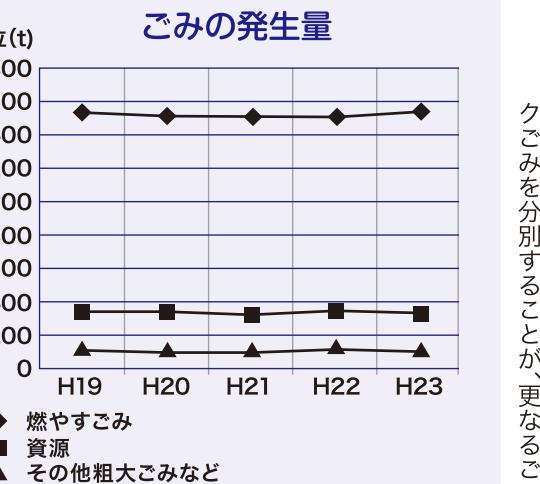
まちの現状

昨年度、町内の家庭から発生したごみの総量は2,029tで、処理に係る経費は、約1億2千万円です。これを一人あたりに換算すると、年間約250kg(処理経費1万5,000円)のごみを毎年出していることになります。全国平均(年間255kg程度)と比べて、わずかに低い値となっています。

町で発生したごみは、「豊前市外二町清掃センター」に運び込まれます。この施設は豊前市・古富町・上毛町からの負担金で運営されており、この負担金はごみの搬入量などによって決定されています。つまり、ごみの搬入量が多いほど経費がかかります。

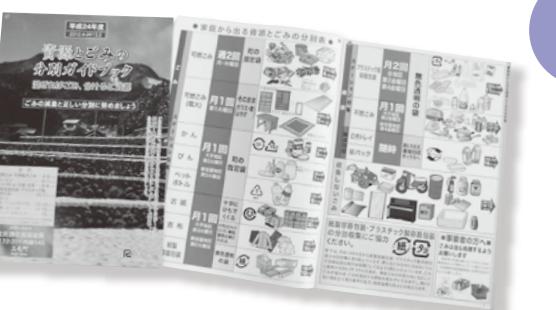
ここ数年のごみ発生量は、ほぼ横ばいの状況が続いていますが、昨年度はわずかに「燃やすごみ」の量は増加し、逆に「資源ごみ」は減少しており、ペットボトルや紙製容器包装・古布などの資源ごみが、「燃やすごみ」に混入して収集されていると考えられます。

実は、わたしたちの排出するごみの約6割が「容器・包装」であると言われています。このことから、燃えるごみに混入したその他プラスチックごみを分別することが、異なるごみの減量に繋がります。



正しくごみを分別し、循環型社会を推進しましょ!

STEP 1 分別方法は「資源とごみの分別ガイドブック」でご確認ください。



町では、分別収集推進の教科書となる「資源とごみの分別ガイドブック」を作成していますので、ごみを出す際には、ぜひ参考にしてください。また、「ごみの分別や処分方法がわからない」という方のために分別に関する学習会を行っています。自治会や各種団体単位で実施していますので、ご連絡ください。

!特に注意してください

・弁当の空き箱など、プラスチック製容器包装で出すものは洗つてから出してください。汚れが取れない場合は、可燃ごみとして出してください。
・袋に入れて出すごみは、中身が見えるように出してください。
・剪定枝などは、50cmくらいに切り半分以下にしてください。(直径は4cm程度まで)
・可燃ごみ、カゴ・ビン・ペットボトルは、必ず指定袋で出してください。
・収集する時間は、日によって変更となる可能性がありますので必ず、朝8時30分までに地区指定の場所に出してください。

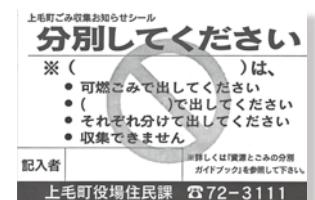
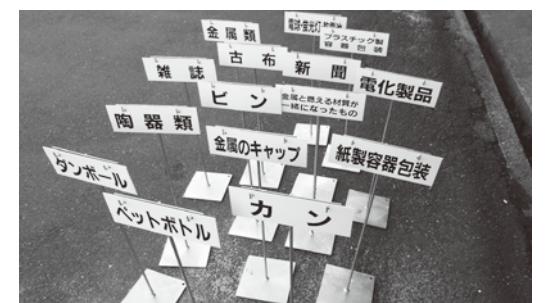
「せっかく分別したけど、実際にごみを出す際にどうに置いたらいいのかわからない」と、いう場合に、わかりやすいよう「ごみの分別案内看板」を作成し、希望する自治会へ配付しています。(ほかにも、地区独自のチラシなどを作成したいという要望があればご相談ください。)

!それでも分別が悪く収集されなかつた場合は

分別に問題があるために「収集できない場合」「ごみ収集



●問い合わせ先 豊前市外二町清掃センター TEL 82-2192



記入者 上毛町役場住民課 ☎ 72-3111

STEP 2 実際にごみを出すときは「分別案内看板」を参考にしてください。

「せっかく分別したけど、実際にごみを出す際にどうに置いたらいいのかわからない」と、いう場合に、わかりやすいよう「ごみの分別案内看板」を作成し、希望する自治会へ配付しています。(ほかにも、地区独自のチラシを作成している場合、内容を確認の上再度分別して出してください。また、出したごみがちゃんと収集されているか、必ず確認ください。地区・名前が書かれていない場合、地区で分別しなおすことになり、非常に迷惑となります。出したごみには責任を持ちましょう。)

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)